

# 久留米市 商工労働ニュース

VOL.  
**73**  
2025  
SUMMER

【事業主と従業員の皆さんのための情報紙】



## 子ども太鼓フェスティバル

7月20日、久留米水の祭典のイベントとして開催される「子ども太鼓フェスティバル」が久留米シティプラザ ザ・グラウンドホールで開催されました。今年で21回目の開催となり、太鼓をたたく子どもたちも増え続け、年々熱気が上がってきています。伝統芸能を継承しようと練習に励む子どもたちが、会場を揺るがす圧巻のパフォーマンスを披露しました。

## Contents

<b>特集</b> 「企業認定制度を活用して働きやすさを『見える化』」人材の採用・定着に有効	2
■「インバウンド推進事業費補助金で売り上げアップ」訪日外国人のニーズに対応	3
■「女性活躍推進法が改正され、有効期限が延長」誰もが活躍できる社会の実現に向けて	6
■「雑誌スポンサーで企業のイメージアップ」図書館来館者へのPRチャンス	8

# 企業認定制度を活用して 働きやすさを「見える化」

— 認定を受けることで、働きやすい職場環境をアピールできます。 —

国は、企業の人材確保・定着のため企業認定制度を設けています。企業認定制度を受けることにより、自社の取り組みを振り返るとともに、対外的に自社の取り組みを可視化し、働きやすい職場環境をアピールできます。

また、市では、業務効率化や生産性向上を図り、従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、企業認定制度を取得した中小企業を支援する「久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金」を行っています。

## 認定を受けるメリット

- ①自社の商品や広告などで認定マークが使用でき、働きやすい職場環境をアピールすることで、人材確保・定着につながります
- ②日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金(企業活力強化貸付)」を利用する場合、金利の引き下げ対象となります
- ③公共調達で加点評価の対象となるなど、さまざまなメリットがあります

## 企業認定制度の紹介

### 子育て支援「くるみん認定」(厚生労働省)

仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。



### 若年者雇用・育成「ユースエール認定」(厚生労働省)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況などが優良な企業を認定する制度です。



### 女性活躍推進「えるぼし認定」(厚生労働省)

女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良な企業を認定する制度です。



詳しくはこちら▼



## 久留米市ワーク・ライフ・バランス助成金

令和7年度内に「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」のいずれかを取得し、今後も従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を支援します。

### 対象

令和7年度内に「くるみん」・「えるぼし」・「ユースエール」のいずれかの認定を取得し、次の全てを満たす中小企業

- ①市内に本社及び事業所を有すること
- ②事業の効率化や生産性向上等に取り組んでいる、または取り組もうとしていること
- ③市税の滞納がないこと
- ④暴力団排除条例等に該当していないこと

### 助成金額

20万円(定額)

※1事業者あたり、1会計年度につき、新たに取得した1つの認定に限る

### 申請期限

支給要件を満たした日の翌日から起算して2か月を経過した日、もしくは3月31日(月)のいずれか早い日まで。

問 労政課

☎ 0942-30-9046

☎ 0942-30-9707

✉ rousei@city.kurume.lg.jp

詳しくはこちら▼



## 採用活動に悩んでいませんか

## 人材確保は若者就職支援センターへ

若者就職支援センターは、福岡県が設置する若者向けの就職支援機関です。  
久留米市本庁舎2階の筑後ブランチャは、福岡県と久留米市の委託により運営しています。

## &lt;市内企業限定の個別支援&gt;

## ○人材ニーズに応じた求人アドバイス

センターのアドバイザーが直接訪問し、人材ニーズに対応した個別支援を行います。

## ○企業の魅力発信をサポート

自社の魅力を伝える方法をアドバイスし、センターが実施するイベント等の活用を紹介します。

## ○求める人材に情報を提供

センターのウェブサイトにて求人情報を掲載し、就職・転職を目指す人に求人情報を提供します。

問 福岡県若者就職支援センター筑後ブランチャ

☎ 0942-33-4435

F 0942-33-4435

詳しくはこちら▼



## 紹介

## 商店会などの持続的な活動や、地域店舗の連携促進を支援

## 令和7年度中小企業共同事業等促進助成をご活用ください

市は、地域店舗の連携促進のため、3以上の小規模事業者等で構成される団体が実施するイベントや共同販促、商店会が実施する環境整備、DX促進事業などを対象に、費用の一部を助成します。

## ○連携促進事業

地域の賑わいづくりのイベント費用等の一部を助成します。

例：チラシ印刷費、イベント会場の設営費用など

## ○環境整備事業

商店会が実施する老朽化した共同施設の改修や、防災機能強化のための費用の一部を助成します。

例：老朽化した共同施設の外壁改修など

## ○DX促進事業

商店会が実施するデジタル技術を活用した集客の取り組みに繋がる事業費用の一部を助成します。

例：システム導入費、専用機器の導入費など(PCやタブレットの購入は不可)

※予算の上限に達したら終了します。

問 商工政策課

☎ 0942-30-9134 F 0942-30-9707

✉ syoko@city.kurume.lg.jp

詳しくはこちら▼



## 紹介

## インバウンド推進事業費補助金で売り上げアップ

## 外国人旅行客とのコミュニケーションをスムーズに

市は外国人観光客の受入環境の整備や誘客につながる取り組みを支援します。インバウンド推進事業費補助金を活用し、外国人旅行客とのコミュニケーションをスムーズにして、売上アップを目指しましょう。

## 対象

外国人旅行客の受入に積極的に取り組む飲食事業者、宿泊事業者、小売事業者、観光事業者、交通事業者

## 対象事業

- ・多言語案内整備事業：施設内外の多言語看板の設置、多言語HPの作成など
- ・キャッシュレス決済環境整備事業：国際的に対応可能なクレジットカード等決済端末の導入
- ・多言語コミュニケーションツール導入事業：多言語音声翻訳機の導入など
- ・免税店等環境整備事業：パスポートリーダー、決済端末の導入など
- ・公衆無線 LAN(WiFi)整備事業：公衆無線LANの設置

## 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内  
(上限5万円又は10万円)

## 申請期限

2月6日(金) まで

## 例えば…

翻訳機を使って  
スムーズにコミュニケーション  
⇒また来るね!トリピーター獲得



詳しくはこちら▼



問 観光・国際課

☎ 0942-30-9137 F 0942-30-9707

✉ kanko@city.kurume.lg.jp

# あなたの知的財産、守れていますか

## 商標や特許でドキッとしたり、久留米知財センターへ

事業を行う上で、資金繰りや集客といったさまざまな不安要素がある中、意外と盲点になるのが、商標・特許などの知的財産権です。ある日突然、権利侵害の警告が…といったことも少なくありません。具体的にどんな相談や支援があるのか、久留米知的財産支援センターの山本さんに話を聞きました。

### ■ 知財をめぐるトラブルはありますか

知財に関するトラブルが多くなっています。例えば、屋号に関するトラブルでは、商標登録をしていなかったため、権利侵害の警告書が届き、弁護士を交えた話し合いの結果、最終的には屋号の変更を余儀なくされたという事例がありました。

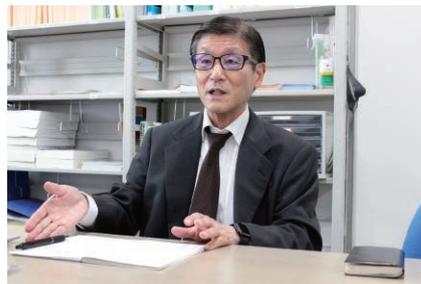
### ■ どのような悩みで相談に来ますか

相談の内容はさまざまですが、多くは「自分の権利を守りたい」という思いでいらっしゃいます。ただ、その方法が特許なのか、意匠なのか、または実用新案なのか、そこを理解されていない相談は多いですね。

その時は、知財に対する理解を深めていただけるような話をしたうえで具体的な相談内容に入るように心がけています。

### ■ どんな方に活用してほしいですか

特に創業前、創業して日が浅い方に強くお勧めします。創業準備の中に「知財」の意識を持っていただくだけでも、大きな一歩です。知財は敷居が高く敬遠しがちですが、早い段階で自分ごととして向き合うことで、リスクヘッジとなり自身の将来を守ることにつながります。



久留米知的財産支援センター 支援相談員 山本益三さん

### 知財の活用支援・インターネット出願についての相談(無料・事前申込み)

毎週水曜日、金曜日の午前10時から午後4時まで

☎ 久留米知的財産支援センター [株久留米ビジネスプラザ内] ☎ 0942-31-3104 📠 0942-31-3107

詳しくはこちら▼



お知らせ

## 温室効果ガス排出量の「見える化」でエネルギーコストを最適化

### 環境への取り組みは、企業評価の重要な指標です

エネルギーにかかる「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成に向けて、専門家の支援やツールの活用により、事業者自らのエネルギー使用の見える化や運用改善、設備導入に向けた取り組みが可能になります。

#### 脱炭素経営推進事業補助金

市は、事業者の皆さんの脱炭素経営につながる取り組み費用の一部を補助します。

#### 対象

- ①久留米市内に本店または事業所を有する事業者
- ②久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
- ③市税の滞納がないこと

そのほかにも、事業ごとに要件があります。

#### ◆温室効果ガス排出量可視化サービス導入事業を開始します

企業活動で生じる温室効果ガスを「見える化」し、脱炭素経営に取り組むことで、PR効果をはじめとするさまざまなメリットにもつながります。温室効果ガスの排出量を把握することが、脱炭素経営の第一歩となります。

#### 対象事業

補助対象事業	エコアクション21	ZEB化サポート	省エネ診断	温室効果ガス排出量可視化サービス導入事業
補助対象経費	エコアクション21の認証・登録料	ZEB化を検討する際にZEB化プランナーに相談する費用	省エネルギー診断に要する費用の自己負担に要する費用	可視化サービスの月額使用料
補助率上限額	1/2 10万円	3/4 6万円	3/4 1万7千円	1/2 6万円

詳しくはこちら▼



☎ 環境政策課 ☎ 0942-30-9146 📠 0942-30-9715 ✉ kansei@city.kurume.lg.jp

## 海外から入国した若い世代の結核が増加傾向です

久留米市内でも海外から入国された若い世代の結核が増加傾向です。アジアの国々では日本以上に結核がまん延していることから、入国後の発病が懸念されます。

## 職場での結核の感染を予防するポイント

結核がまん延している国の出身者は、入国後に発病する可能性もあるため、より丁寧に健康管理を行うことが大切です。

## ① 症状があるときは、早めに受診するように勧めましょう

- ・咳、痰、発熱など風邪のような症状が2週間以上続くとき
- ・仕事を続けて休んだり、元気がない、顔色が悪い、痩せてきたときなど

## ② 年に1回は、職場の健康診断（胸部エックス線検査）を必ず受診させましょう

- ・雇入れ時の健診で異常がない場合でも、その後発病することもあります。
- ・異常が見つかった場合は、必ず医療機関への受診を勧めましょう。

※労働衛生法に基づき、事業者には健康診断の実施が義務づけられています。

問 保健所保健予防課

☎ 0942-30-9730 F 0942-30-9833 ✉ ho-yobou@city.kurume.lg.jp



## STOP差別

結核の罹患者が発生した時は、文化や生活習慣の違いに配慮し、差別や偏見で患者の人権が損なわれないように従業員への周知をお願いします。

詳しくはこちら▼



## お知らせ 10月1日 国勢調査はじまります

## 従業員の皆様への周知をお願いします

令和7年10月1日を基準日として「令和7年国勢調査」を実施します。国勢調査は、日本に住む全ての人を対象とする日本で最も重要な統計調査です。調査結果は、さまざまな行政施策や研究機関の基礎データのほか、民間企業のマーケティング等に活用されます。調査への回答に協力をお願いします。

## 調査の流れ

国勢調査は住民票と関係なく、10月1日時点で住んでいるところで回答します。9月下旬から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。書類を受け取ったら、インターネットで回答するか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法で回答してください。

問 総務部 総務課 ☎ 0942-30-9053 F 0942-30-9706

✉ toukei@city.kurume.lg.jp

## インターネット回答がおすすめ

便利で簡単なインターネット回答がおすすめです。パソコンやスマートフォンから回答でき、所要時間は5分から10分です。直接総務省へ回答が送られるので、プライバシーも守られます。

## 外国人も対象

国勢調査は、日本に住む外国人も対象です。外国人を雇用している企業・事業主は、従業員へ国勢調査の趣旨を説明し、回答促進への協力をお願いします。国勢調査のコールセンターやインターネット回答システムは、日本語以外にも対応しています。

国勢調査を円滑かつ  
確実に実施するため、  
企業・事業主の皆さんの  
理解と協力をお願いします。



詳しくはこちら▼



お知らせ

# カスハラ・就活セクハラ対策が企業の義務へ

## 公布日（令和7年6月11日）から1年6か月以内に施行

カスタマーハラスメント（カスハラ）や、求職者などへのセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）を防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

### カスハラとは

以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③労働者の就業環境を害すること。

### 義務化への対応は

- 事業主が行う具体的な措置等は、今後、指針で示される予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

### 就活セクハラとは

就職活動中やインターンシップの学生などに対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントのこと

### 義務化への対応は

- 事業主が行う具体的な措置等は、今後、指針で示される予定です。
  - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
  - ・相談体制の整備・周知
  - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止

詳しくはこちら▼



問 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課  
 ☎ 092-411-4894  
 F 092-411-4895

お知らせ

# 女性活躍推進法が改正され、有効期限が延長

## 令和18年3月31日まで延長されます

女性の活躍は徐々に進んでいますが、女性の正規雇用比率や女性管理職比率、男女間賃金格差などにおける課題が依然として存在することから、今後も取り組みを推進するため期限が延長されています。

### 今回の改正により、

#### 女性活躍推進法改正のポイント

- ①有効期限を令和8年3月31日から令和18年3月31日に10年間延長
- ②従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務化※1
- ③プラチナえるぼし認定の要件が追加※2

#### プラチナえるぼし認定の要件追加(※2)

事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置内容の公表を追加。

■施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日



#### 情報公開の必須項目の拡大(※1)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
100人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表



詳しくはこちら▼



問 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 092-411-4894 F 092-411-4895

お知らせ

## 障害者の雇用促進や雇用の継続を図りましょう

### 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を通じた事業主支援を行っています。

障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備、適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れや雇用の継続が困難な場合に限り、助成します。

電子申請にも対応していますのでご活用ください。

助成金の種類	
障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金	作業施設、作業施設等の整備を行う事業主・福利厚生施設の整備を行う事業主
障害者介助等助成金	雇用管理のために必要な介助などの措置を行う事業主
重度障害者等通勤対策助成金	通勤を容易にするための措置を行う事業主
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	障害者を多数継続雇用し施設などの整備等を行う事業主
職場適応援助者助成金	職場適応援助者による支援を行う法人または事業主
障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った事業主
障害者能力開発助成金	障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備などを行う事業主、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主

詳しくはこちら▼



問 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ☎ 092-718-1310 📠 092-718-1314 ✉ fukuoka-kosyo@jeed.go.jp  
福岡支部 高齢・障害者業務課

お知らせ

## 設備投資などで生産性を上げて賃金をアップ

### 令和7年度業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

#### 対象事業者

- ① 中小企業・小規模事業者であること
  - ② 事業場内最低賃金と福岡県最低賃金の差額が50円以内であること
  - ③ 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ※申請は、工場や事務所などの労働者がいる、福岡県内にある事業場ごとです。

#### 申請期限

(第2期) 令和7年6月14日～申請事業場に適用される福岡県最低賃金改定日の前日

#### 申請先

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課(092-411-4717)

#### 注意点

- ① 賃金引き上げは、申請日より後に行う必要があります。
  - ② 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、効力発生日の前日までに引き上げる必要があります。
- (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円から1,050円)が発効される場合  
(対象) 効力発生日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金を引上げ  
(対象外) 効力発生日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金を引き上げ

詳しくはこちら▼



問 業務改善助成金コールセンター  
☎ 0120-366-440  
(受付時間: 平日9時00分～17時00分)  
広報 福岡労働局 労働基準部 賃金室

## 中央図書館の来館者は年間約26万人、PRのチャンス

雑誌スポンサーは、民間事業者などに図書館に配架する雑誌の購入代金を負担してもらい、その雑誌カバーを広告媒体にする制度です。図書館の運営を支援することで、地域貢献をアピールでき、企業のイメージアップにつながります。

## ○雑誌スポンサーになるとできること

- ・雑誌最新号カバー裏面全体に企業の広告を掲載
- ・雑誌棚、雑誌本体にスポンサー名を掲示・貼付
- ・久留米市立図書館ホームページに掲載
- ・雑誌スポンサーである掲示用ポスターをプレゼント

## ○費用

対象雑誌の1年間の購入代金

## ○募集期間

随時受付

## ○掲載期間

- ・原則1年間(4月1日から翌年3月31日)
- ・年度途中の場合は、その月の翌月から翌年の3月31日まで

問 久留米市立中央図書館

☎ 0942-38-7116 📠 0942-38-7183 ✉ library@city.kurume.lg.jp

詳しくは  
こちら▼



## お知らせ

## 低濃度PCB廃棄物の処分期限が迫っています

## 使用・保管中の古い電気機器を確認してください

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物は、PCB特措法により、処分期限が定められています。古い電気機器の中には絶縁油にPCBが含まれた物があるので、確認の上、令和9年3月31日までに適正に処分してください。

## PCBを使用した機器(例)

- ① 高圧受電設備内の変圧器やコンデンサーなど
  - ② 工場・事業場内の分電盤や制御盤内に設置されたコンデンサー
  - ③ X線発生装置・電気溶接機・工作機械に組み込またコンデンサー
  - ④ 単相モーターやコンプレッサーに取付けられたコンデンサー
- ※②、③、④については、平成2年以前に製造された物にPCBが含まれている可能性があります。



問 廃棄物指導課 ☎ 0942-30-9148 📠 0942-30-9715

✉ haikishi@city.kurume.lg.jp

## 確認方法

電気機器の銘板情報などから製造年や型式を確認し、メーカーのホームページまたは問い合わせにより確認してください。

※高圧受電設備内の確認は、電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に相談してください。

環境省 低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト



## 処分方法

次のとおり対応してください。

- ① 市に届出書を提出
- ② 無害化処理事業者へ処分を依頼

## 助成金(中小企業対象)

分析費、処分費等の2分の1

※分析費・処理費で上限額が異なります

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



## 久留米市 商工労働ニュース73号

2025年夏 8月29日発行

凡例:

問 問い合わせ先 申 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 📠 FAX ✉ Eメールアドレス 所 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

久留米市労政課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9046

FAX 0942-30-9707

E-mail:rousei@city.kurume.lg.jp